

山梨県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録要領

(目的)

第1条 山梨県介護支援専門員実務研修実施要綱に定める研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」を実施するにあたり、効果的な学習が行える実習先を確保するため、実習受入協力事業所（以下、「協力事業所」）の登録について、その取扱いを定める。

(協力事業所登録の要件)

第2条 協力事業所は次に掲げるいずれかを満たす指定居宅介護支援事業所とする。

- (1) 特定事業所加算を取得している事業所であって、原則的に主任介護支援専門員が実習指導者として従事できる体制を確保していること。
- (2) 主任介護支援専門員が配置され、指導体制が整っている事業所であって、山梨県が認める事業所。

(協力事業所の責務)

第3条 協力事業所は、実習受入依頼があった場合は、原則受入をすることとする。

(登録の申請)

第4条 登録を希望する事業所は、山梨県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録申請書（様式第1号）を山梨県福祉保健部健康長寿推進課に提出するものとする。

(登録の決定)

第5条 前条により登録希望事業者から申請を受けた際、第2条に規定する要件に合致する事業所である場合は、事業所に山梨県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録決定通知書（様式第2号）を通知するものとする。

(登録の取り下げ)

第6条 協力事業所は、実習受入に協力できない事象が発生した場合は、速やかに山梨県介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録取り下げ届（様式第3号）を山梨県福祉保健部健康長寿推進課に提出するものとする。

(登録事業者情報の提供)

第7条 山梨県福祉保健部健康長寿推進課は、登録している協力事業所の情報について、指定研修実施機関へ提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、協力事業者の登録に関して必要な事項は、別に定める。

附則 この要領は、平成28年8月17日から施行する。